

# 個人情報保護法等の改正内容と個人情報保護条例の改正方針

以下、個人情報の保護に関する法律は「個情法」、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は「行個法」と略す。

## 1. 個人情報の定義の明確化

### ① 個情法及び行個法の改正内容

個人情報の定義として、以下の情報（個人識別符号）が対象となることを明確化

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
- ・対象者毎に異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号

〈政令・規則で個人識別符号と規定されたもの〉

- ・DNA, 顔, 虹彩, 声紋, 歩行の態様, 手指の静脈, 指紋・掌紋を電子計算機のために変換した符号であって, 特定の個人を識別することができる水準が確保されたもの
- ・旅券番号, 基礎年金番号, 運転免許証番号, 住民票コード, 個人番号, 各種保険証の被保険者番号等

### ② 現行条例の規定（第2条第1号）

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

### ③ 条例の改正方針

法の改正内容を踏まえ、個人情報の定義を明確化するため、個人識別符号を含めた規定に改正する。

## 2. 要配慮個人情報の規定の新設

### ① 個情法及び行個法の改正内容

次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、その他の個人情報と異なる取扱いを規定

- ・人種, 信条, 社会的身分, 病歴, 前科前歴, 犯罪被害情報, その他政令で定めるもの

〈政令で規定されたもの〉

- ・身体障害, 知的障害, 精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害
- ・健康診断その他の検査の結果（遺伝子検査の結果を含む。）
- ・保健指導, 診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として, 逮捕, 捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として, 保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

個情法では、要配慮個人情報の取得については、原則本人同意を義務化

行個法では、要配慮個人情報に含まれる旨個人情報ファイル簿に記載

### ② 現行条例の規定（第7条第4項）

実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めのあるとき
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき
- (3) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるとき

### ③ 条例の改正方針

イ 要配慮個人情報11項目（法律6＋政令5）を全て収集制限情報とする。

→ 条例第7条第4項但書(1), (2)に該当しないものは審査会の意見を聴く必要があるため整理に時間を要する可能性あり。

ロ 収集制限情報を廃止し、要配慮個人情報に一本化する（登録簿にその旨記載するのみ）。

→ ハードルを下げる形の改正は難しい。

ハ 収集制限情報と要配慮個人情報の2区分として対応する。

→ 法律が同列で規定している項目について、条例で区分することを合理的に説明できるか？

### 3. 非識別加工情報の規定の新設と目的規定の変更

#### ①行個法の改正内容

非識別加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進。これに伴い、目的規定に新たな産業の創出等個人情報の有用性への配慮が追加規定された。

#### ②条例の改正方針

次期条例改正には含めない。国等の実施状況を注視した上で、今後、仕組整備の要否等を判断する。

### 4. 小規模取扱事業者への対応

#### ①個情法の改正内容

- ・取り扱う個人情報の数が5,000人分以下である事業者を規制の対象外とする規定を廃止
- ・個情法改正法の附則において、個人情報保護委員会は「事業者が講ずべき措置に関する指針（ガイドライン）」の策定に当たり、小規模事業者に配慮する旨規定された。

#### ②現行条例の規定（第4章）

##### 第41条（指針の作成等）

知事は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審査会の意見を聴いた上で事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

2 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。以下この章において同じ。）は、事業者の個人情報の保護について普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

##### 第42条（説明又は資料の提出の要求）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

##### 第43条（是正勧告）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

##### 第44条（公表）

実施機関は、事業者が、第42条の説明若しくは資料の提出を正当な理由なしに拒否し、又は前条の是正勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

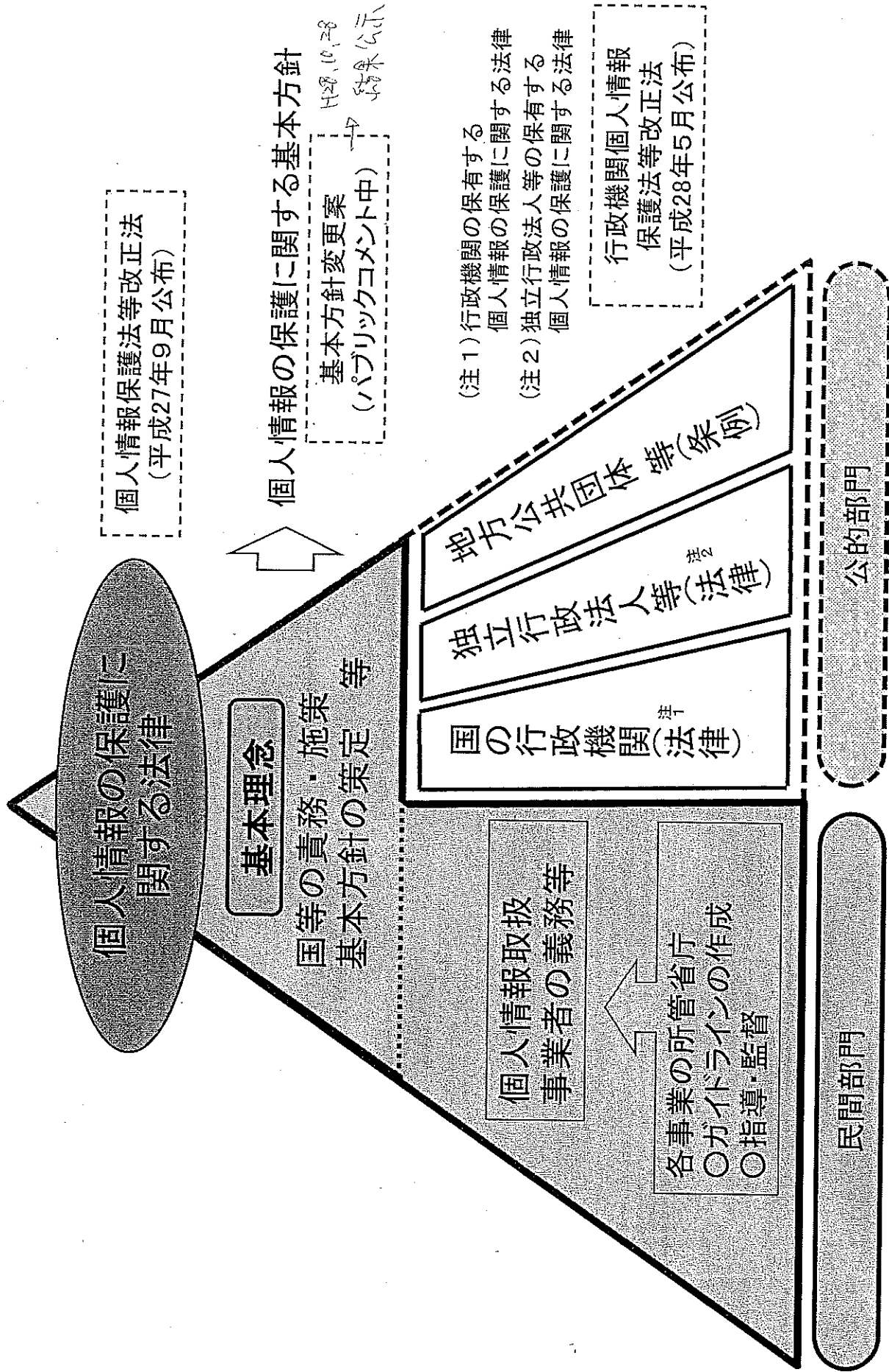
##### 第45条（苦情相談の処理）

実施機関は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

#### ③条例の改正方針

- |         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 第41条第1項 | 削除（個情法第7条（政府策定の基本方針）が適用）              |
| 第41条第2項 | 維持（個情法第12条に地方公共団体の「区域内への事業者等への支援」が規定） |
| 第42条    | } 削除（主務大臣権限が個人情報保護委員会権限に一本化）          |
| 第43条    |                                       |
| 第44条    |                                       |
| 第45条    |                                       |

# 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



# 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進することによる、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のために所要の改正を行うもの

## 個人情報保護法

### 個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

- 個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

## 番号利用法

### 特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

- 金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充  
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

## 個人情報保護法の改正のポイント

### 定義の明確化等

- ・個人情報の定義の明確化（身体的特徴等が該当）
- ・要配慮個人情報（いわゆる機微情報）に関する規定の整備
- ・個人情報データベース等から権利利益を害するおそれが少ないものを除外
- ・取り扱う個人情報が5,000人分以下の事業者に対しても法を適用

### 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・匿名加工情報に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

### 個人情報の流通の適正さを確保

- ・本人同意を得ない第三者提供（オプトアウト規定）の届出、公表等厳格化
- ・トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供罪の新設

### 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

### 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

### 請求権

- ・本人の開示、訂正等、利用停止等の求めは請求権であることを明確化

## 個人情報保護法の改正の概要①

7

|   |   |
|---|---|
| <b>1. 個人情報保護委員会の新設及びその権限</b>  |   |
| <b>個人情報保護委員会</b><br>(H28.1.1施行時点)<br>第50条～第65条<br>(全面施行時点)<br>第40条～第44条、<br>第59条～第74条 | 内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設（番号法の特定個人情報保護委員会を改組）し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。（なお、報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。） |
| <b>2. 個人情報の定義の明確化</b>   |   |
| <b>個人情報の定義の明確化</b><br>第2条第1項、第2項  | 特定の個人の身体的特徴を変換したもの（例：顔認識データ）等は特定の個人を識別する情報であるため、これを個人情報として明確化する。  |
| <b>要配慮個人情報</b><br>第2条第3項  | 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例（オプトアウト）を禁止。              |
| <b>3. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保</b>  |   |
| <b>匿名加工情報</b><br>第2条第9項、第10項、<br>第36条～第39条  | 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。                         |
| <b>個人情報保護指針</b><br>第53条   | 個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。   |

## 個人情報保護法の改正の概要②

8

|   |  |
|---|--|
| <b>4. 個人情報の取扱いのグローバル化</b>                 |  |
| <b>国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供</b><br>第75条、第78条 | 日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。 |
| <b>外国事業者への第三者提供</b><br>第24条               | 個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人同意により外国への第三者提供が可能。             |
| <b>5. 個人情報の保護を強化（名簿屋対策）</b>               |  |
| <b>トレーサビリティの確保</b><br>第25条、第26条           | 受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。              |
| <b>データベース提供罪</b><br>第83条                  | 個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰。           |
| <b>6. その他改正事項</b>                         |  |
| <b>オプトアウト規定の厳格化</b><br>第23条第2項～第4項        | オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。       |
| <b>利用目的の制限の緩和</b><br>第15条第2項              | 個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。                               |
| <b>小規模取扱事業者への対応</b><br>第2条第5項             | 取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以下の取扱事業者へも本法を適用。           |



# 行政機関個人情報保護法等改正法の概要

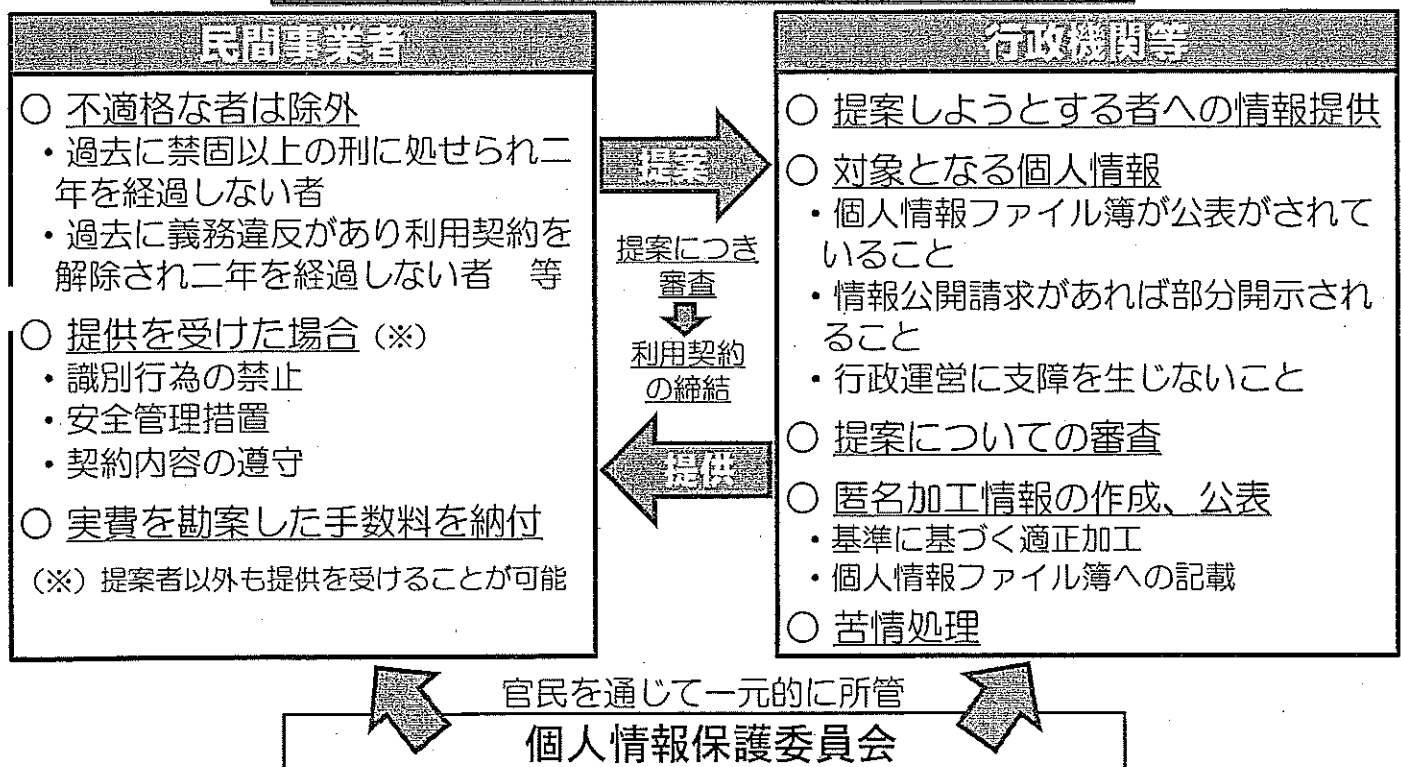
行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出等に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する匿名加工情報を民間事業者に提供するための仕組みを設けるほか、個人の権利利益の保護に資するための所要の改正を行う。

## 改正内容

- 行政機関、独立行政法人等における匿名加工情報制度の導入
  - ・ 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報（非識別加工情報）を作成・提供
  - ・ 個人の権利利益を侵害することにならないよう、民間事業者と行政機関等の双方に必要な規律を課す
- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

## 匿名加工情報の作成・提供の仕組み



- 個人情報の定義の明確化（指紋データ、旅券番号等）、要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いを規定

## 施行期日

公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行（新個人情報保護法の施行と同時期を想定）

## 改正の背景

- ◇ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ(個人の行動・状態等に関する情報)の利活用を適正に進めていくことは、官民を通じた重要な課題。
- ◇ 昨年の通常国会において、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間部門の個人情報について、個人情報保護法の改正が行われた。

国の行政機関及び独立行政法人等についても、適切な規律の下にパーソナルデータの利活用に資する法改正を行う。

(※)地方公共団体における対応は、本改正の後。

## 基本的な考え方

- ① 民間部門についての個人情報保護法の改正では、パーソナルデータの利活用を推進するため、適切な規律の下での「匿名加工情報」(※)の仕組みを設けたところ、国の行政機関等についても、匿名加工情報(「非識別加工情報」)の仕組みを設けることとしつつ、国の行政機関等に係る法制度として必要な措置を講じる。(※)特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにしたもの
- ② 匿名加工情報の利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえつつ、国民の信頼を確保するための規律を整備することとし、利活用の促進と個人の権利利益の保護の調和のとれた制度を構築する。
- ③ その他、個人情報保護法の改正事項である個人情報の定義の明確化や個人情報保護の強化を盛り込む。

1

## 改正の内容

### 1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

### 2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

### 3 その他

※ 次頁参照

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
  - ・ 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
  - ・ 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

## 改正対象法律

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法等

## 施行期日

公布の日(平成28年5月27日)から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行  
(新個人情報保護法の施行と同時期を想定)

2

6



## 1 目的

本検討会は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられることから、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関して検討することを目的に検討会を開催する。

## 2 名称

本検討会は「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」と称する。

## 3 検討内容

(1) 個人情報保護条例の見直しについての以下の項目

- ① 基本的な考え方
- ② 個人情報の定義の明確化
- ③ 要配慮個人情報の取扱い
- ④ 非識別加工情報の仕組みの導入

(2) その他、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関し検討を要する事項

## 4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- (2) 本検討会に座長を1人置く。座長は構成員から選ぶものとする。
- (3) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて構成員及びオブザーバー以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

## 5 任期

構成員の任期は、就任を承諾した日から平成29年3月31日までとする。ただし、延長をしない。

## 6 議事等の公開

(1) 本検討会で配付された資料については、次の場合を除き公開する。

- ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
  - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公開する。

## 7 事務局

本検討会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室において行うものとする。

## 1 検討の前提となる基本的な考え方

## ○ 個人情報保護法等の改正

- ・個人情報保護法制定後の情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待されている。
- ・しかし同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じていると指摘されている。
- ・こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布され、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布された。

## ○ 個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

- ・個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じた、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施することが規定されている。
- ・また、同法第11条第1項では、地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。
- ・個人情報の保護に関する基本方針において、「条例の制定又は見直しに当たっては(略)、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。」(パブリックコメント中)とされている。
- ・したがって、地方公共団体においては、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当である。

1 / 3

## 2 主な検討項目(案)

## ○ 個人情報の定義の明確化

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

## 検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・個人情報の定義(容易照合性・死者に関する情報) など

## ○ 要配慮個人情報の取扱い

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、要配慮個人情報が定義され、個人情報ファイル簿において、要配慮個人情報の有無を認識し得るようにされた。

## 検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・要配慮個人情報の定義 など

## ○ 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・行政機関個人情報保護法等の改正により、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、非識別加工情報を民間事業者に提供するための仕組みが設けられた。

## 検討項目

- ・法改正を踏まえた個人情報保護条例における対応
- ・第三者機関の関与
- ・小規模団体に対する支援
- ・事業者の事務負担軽減 など

2 / 3

## 3 検討スケジュール(案)

## ○ 第1回(9月23日)

## ○ 第2回(11月)

- ・個人情報の定義の明確化
- ・要配慮個人情報の取扱い
- ・非識別加工情報の仕組みの導入①

※ 個人情報保護法施行令・施行規則、行政機関個人情報保護法施行令・施行規則などを踏まえて検討する。

## ○ 第3回(1月)

- ・非識別加工情報の仕組みの導入②
- ・報告書骨子(案)

※ 個人情報保護に関するガイドライン、国の行政機関等における運用指針などを踏まえて検討する。

## ○ 第4回(2月)

- ・報告書(案)

3 / 3